

寄附の税制優遇措置（寄附金控除）についてのご案内

日本防災士機構は、平成30年1月5日に、東京都知事により「認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）」の認定を受けました。これに伴い、当機構への寄附は、税制優遇措置の対象となりました。

寄附者（個人または法人）は、所得税、法人税、相続税、一部の自治体の住民税において、それぞれに定められている条件を満たすことで、優遇措置を受けられます。なお、優遇措置を受けるためには、下記の申告が必要です。

1、個人による寄附

確定申告を行うことで税金が還付されます。所得控除と税額控除から、いずれか有利な方を選択することができます。確定申告の際には最寄りの税務署にご相談ください。

なお、年末調整では申告できませんのでご注意ください。

2、個人住民税の控除について

当機構が所在する東京都にお住まいの方は、所得税に加え、個人住民税の控除対象となります。（市区町村民税については、各自治体へご確認ください）

なお、東京都以外の個人住民税の控除については、対象団体となっておりませんので、ご了承ください。

3、相続税の控除について

相続した財産の一部または全部を当機構に寄附した場合、寄附した財産分については、相続税が課税されません。

4、法人による寄附

法人が認定NPO法人に対して支出した寄附金は、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。

5、税制優遇措置を受けるための手続き

所轄税務署にて確定申告を行ってください。年末調整で申告することはできません。確定申告の際、当機構が発行した寄附金受領証明書（領収書）を添付し申告してください。

寄附金受領証明書（領収書）の再発行は致しませんので、紛失しないようご注意ください。

なお、当機構では、確定申告に関する個別のご相談・アドバイス等は致しかねますのでご了承ください。詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。